

## 臓器移植の環境整備を求める意見書

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが、構築されていない外国における移植は、臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成 20 年 5 月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成 22 年 7 月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は、年々増加しており、平成 28 年の臓器提供者数は 64 人となっている。

しかし、日本臓器移植ネットワークの調べによると、平成 29 年 10 月 31 日時点における臓器移植希望者数が、心臓で 646 人、肺で 339 人、肝臓で 331 人、腎臓で 12,526 人、膵臓で 211 人となっているなど、心停止後のものを含めても、臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって、安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

### 記

1 国民が、命の大切さを考える中で、臓器移植に係る意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。

2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じた、きめ細かい支援を行うこと。

3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対して、きめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。

4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。

5 国民が、臓器移植ネットワークの構築されていない国において、臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）3 月 27 日

大阪狭山市議会

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて送付した。